

広聴特別委員会

日 時 令和2年5月26日（火）
本会議終了後
場 所 第2委員会室

付議事項

1 市議会モニターについて

- (1) 市議会モニターの意見に対する回答について（2月末締切分）
- (2) 市議会モニターの意見について（5月末締切分）
- (3) 現モニターとの意見交換会について
- (4) 次期モニターの委嘱状交付式及び意見交換会について

2 その他

令和元年12月12日付

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>議会欠席の取扱いについて</p> <p>12月12日の議会運営委員会において、杉本議員が病気療養のため本日より会期末までの欠席が伝えられました。</p> <p>そこで質問です。</p> <p>1. 市民から選ばれた議員は「病気療養」と伝えるだけで議会を休んでもよいのでしょうか。</p> <p>2. 議運においてそのことが明確に確認されていないのは問題ないのでしょうか。</p> <p>3. 病気療養ならば診断書なりを提出すべきと思いますが、それがなされていない場合において、どのような確認によってそれが許可されるのでしょうか。</p>	<p>山陽小野田市議会会議規則第2条（欠席の届出）に、「議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない」とされています。杉本議員は、「病気療養」との理由により議長に届出をしています。</p> <p>12月12日の議会運営委員会において、病気療養で欠席される旨報告を受け、委員全員は共通認識しました。</p> <p>後日、病気についての診断書は議長が確認していると報告を受けました。</p>

令和元年12月17日付

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>代表質問の在り方について問う</p> <p>山陽小野田市議会においては市長の所信表明に対して代表質問が行われていますが、代表質問と一般質問の違いは何だとお考えでしょうか。本市議会では3月定例会において代表質問が行われておりますが、代表質問の体をなしていないと感じています。</p> <p>国での政党政治は、地方では会派制という形で議会運営が行われております。では、会派とは何でしょうか。全ての議員は、大きな意味でこのまちの発展を目指しているのは当然として、その手法や考え方、優先順位は様々です。そこで一つの、あるいは一定の政治理念、政策理念を共有する者が会派を組み、一定の方向性を持って議会活動を行っているものだと思っています。</p> <p>このことから代表質問とは市長の所信、すなわち市長の考える政策、予算編成の基本理念について「会派として」正す場であり、個別事例の一般質問とは一線を画した異なるものであると認識しています。</p> <p>しかしながら、本市議会の代表質問を拝見してみると、その会派がどのような政治理念であるのかがほとんど見えません。一般質問との違いも見えず、何を代表して質問しているのかさえ分からないのが正直な感想です。昨年秋の会派の離合集散は節操のないもので、品位のかけらも感じ取れませんでした。なぜ、会派を出たのか。なぜ、そこに合流したのか。説明できるのででしょうか。</p> <p>「政治は力」、「力は数」、「数は金」、田中角栄元総理の発言でありました。「数は金」はともかくとして、本市議会の会派が権力闘争のためだけの「政治は力」、「数は金」のように思ってしまうのはとても悲しく感じます。</p> <p>議会改革推進で名を馳せる山陽小野田市議会です。代表質問というそのシステムはあるが、まだ十分に活用されていないということですが、ぜひとも、自らの会</p>	<p>今後、議会運営委員会で十分協議していく必要があると考えます。については、まず各会派で十分協議して方向性を求めたいと思います。</p>

派の存在意義を十分に議論され、その上で、今後の代表質問に臨んでいただきたいと切望します。このままだと、せつかく議会が執行部の信を問う貴重な時間を「代表質問の廃止」という形で失うことにもなりかねません。議会参与ではなく、市長自らが答弁せざるを得ない、そんな真の代表質問にしていいただきたいと考えます。

代表質問についての議会の考え及び今後の在り方について教えていただきたい。

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>笹木委員長の委員会運営について</p> <p>12月19日の議会運営委員会で杉本議員の関係者の公選法違反事件に関わる件について参考人への聞き取りが行われました。その参考人が説明した後に、笹木委員長は「何か質問はないか」と2名の議員を個別に指名し、発言を求めています。委員は指名されないと発言できないのでしょうか。また誰を指名するかは委員長が指名しやすい人を勝手に選んで指名しているのでしょうか。</p> <p>参考人が説明し、何の質問もなければすぐに終わればよい話ではないですか。委員長の委員会運営方法はこれが適切なのでしょうか。</p> <p>笹木委員長が伊場議員の「方向性とは？」に対して「協議会の中で協議しましたが、必要ないとのことになった」や、笹木委員長が代表質問について「協議会で各会派で確認してほしいと言っているが」との発言があったが、協議会とは何でしょうか。</p> <p>傍聴できるのでしょうか。議事録はあるのでしょうか。この会の存在根拠はどこにあるのでしょうか？ホームページの日程にも協議会という会議は存在していませんが、存在していない架空の会議が、笹木委員長が議運を進める上でキーワードになるのはおかしいのでしょうか。</p> <p>河野議員が「委員会で議論をしっかりと」との発言がなければ、笹木委員長主導で水面下で進められるように感じた。</p> <p>笹木委員長の委員会運営は間違っていないのでしょうか。</p>	<p>委員会における発言は、自主的・積極的に行うことが委員会の本来の姿であり、その面からすると適切であったといえないかもしれません。しかしながら、委員の発言が少ないことから、委員会を能率的に運営するため指名して発言を促したものです。今後は、委員会運営が円滑にいくように委員も努力したいと思います。</p> <p>協議会は所管事項などを協議する会議であり、審議・決定機能を持っていません。したがって、協議会により委員会が形式的にならないよう、委員会と協議会をしっかりと使い分け、能率的運営に努めることが必要と考えます。</p>

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>議会モニターからの意見（7） <12月19日の議会運営委員会を傍聴して></p> <p>1. 要望書提出者の参考人招致により始められた議会運営委員会の冒頭、笹木委員長は参考人への出席のお礼を述べた後、「議事に入る前に確認しておきたい」として「小野議長はこの要望書の内容の信ぴょう性を肯定して委員会に凶られたと理解してよろしいですね」という発言をしました。 これはどういう意味なのでしょう。既に議会運営委員会は要望書に関して委員会に参考人を呼んで議論を行うことを決定し、参考人と日程調整をした上で、この日の議会運営委員会となったのではではありませんか。 参考人を呼んでおいて、改めてあえて議長に確認した意図は何でしょうか。</p> <p>2. 本来、陳情や要望書などの取り扱いに関して、提出先は当然「山陽小野田市議会議長 小野 泰様」となりますが、基本的な様式や要件さえ満たせば、議会運営委員会に基本的な取り扱いが任されているのではありませんか。笹木委員長の「要望書の内容の信ぴょう性」云々の発言は、その意図がどうであれ、参考人の信頼性を問題にし、参考人を貶める発言にしか聞こえませんでした。如何でしょうか。</p> <p>3. 要望書に関してすでに事前に配布されていたと思いますが、なぜあえて参考人に要望書を朗読させたのでしょうか。このようなやり方は今まで聞いたこともありませんし、これを先例として今後の請願や陳情等の参考人招致の時にも同じように対応されるおつもりでしょうか。</p> <p>4. 参考人に対する質疑の中で「政治倫理審査会で全会一致で杉本議員への処分と謝罪が決定された」ことをもって議会がその責任を果たしたかのような議論が行われました。これは参考人が提起した「議会の責任」問題とはまったく意味</p>	<p>1と2ともに人に関する重要なことであるので、諮問した要望書に対する念入りの言葉を発したということです。</p> <p>丁寧な議会運営をしたいという思いでしたが、誤解を招いたと反省しています。今後は、御意見を受け止め対応していきます。</p> <p>議会全体として適切な対応に努めます。</p>

が違うのに、あえて問題を矮小化する議論に思えます。

政治倫理条例第5条では「調査請求権」に関して「市民または議員は」「議員が第3条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるとき」は「議長に対して調査を請求することができる」とあります。

条例では「議員定数の8分の1以上の連署をもって」とありますから、「議員は」を「議会は」と読み替えても同じで、議会は「調査請求」に関して何の動きもしなかったのではありませんか。山陽小野田市議会では、既にあの「覚せい剤違反事件」に関連して、議会自身が具体的な対応をした経験があるのにです。参考人は「公選法違反事件」をマスコミが取り上げ、社会的に大きな問題となっていたにもかかわらず「議会が何の動きもしなかった」こと、また有罪判決が出て8カ月が経つのに「議会は何の動きもしなかった」と、議会自身の責任を厳しく指摘したのではありませんか。

5. 「代表質問」制度に関する議論の中で、笹木委員長は「代表制度を導入したという経緯をもう1回精査しながら、代表質問制度の実効性があるのかどうか、中身を検証しながら…」と述べました。「代表質問制度の実効性」とは何でしょうか。

(1) 確かに現在の代表質問の内容は一般質問とどこが違うのか、私たちにはよく分かりません。それは代表質問の「実効性」に問題があるのではなくて、代表質問の意味や内容を理解していない議会の側に責任があるのではありませんか。現在の会派制度や会派のあり方に関して、どれだけの議員が理解されているのか不明ですが、会派といいながら会派の理念や政策、主張をキチンと持っておられるのでしょうか。それとも現在の会派は議会内の勢力争いのための、単なる「派閥集団」に過ぎないのでしょうか。

(2) たしかに現在の市議会の一般質問には問題があると考えます。市長との政策論議ではなく「陳情型」や「窓口質問」の類の質問が多すぎるからです。だから答弁によって「ありがとう」が連発されることとなります。そのうえ再質問や再々質問に対して、答弁に立つ執行側が原稿を準備していて、ある種の

山陽小野田市議会基本条例第4条第2項に「会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で結成するものであって、政策立案及び政策提言に資するための調査研究に努めなければなりません。」と規定しています。

今後、議会運営委員会で十分協議していく必要があると考えます。ついては、まず各会派で十分協議して方向性を求めたいと思います。

朗読会の様相を呈している状況は緊張感も何もありません。その議会が自らを「とても代表質問ができる域に達していない」と言われるのであれば、それなりに理解できないことはありませんが、そうであれば尚更、「代表質問制度の実効性」を問題にし「代表質問の廃止」等という後ろ向きの議論ではなく、代表質問の内容アップと改善のための努力と議論をすることの方がよっぽど積極的ではありませんか。

6. 議会運営委員会の議論を聞いていてもう一つ違和感を覚えたことがあります。それは笹木委員長の委員会運営です。ある若い議員の発言に対して、それを押さえつけるような、高圧的な対応をしていると感じたことです。どのような発言であれ、議員同士は対等平等のはずであり、ましてや委員長が若い議員の発言を押さえつけていると感じられるような、高圧的な対応はやめるべきではありませんか。

今後は、一層、議員間のお互いの連携、お互いの立場を踏まえ、丁寧で慎重な対応に努めます。

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>2月3日開催の議会運営委員会を見ての意見と質問</p> <p>①笹木委員長が委員会途中で議長に発言を求めている。笹木委員長になって、私が知る限りでも議長に話を振ったのは2回目である。よっぽどのことがあれば「暫時休憩」でもとって擦り合わせたりすることも起こりうることであるが、前回といい今回といい事前に議長に確認しておけば済むような内容であった。委員長が委員会の取りまとめを行うものだと認識しているが、笹木委員長の委員会運営は正しいのか。</p> <p>②陳情書について審議過程において議運では「緊急性があるかどうか」、あるとすれば「どの委員会の所管とするのか」を審議決定されることではなかったのか。なぜ、笹木委員長は中村委員長、藤岡副委員長を呼んだのか全くもって理解不能であるが、このことを笹木委員長も副委員長も理解しておらない発言があった。ちゃんとした運営ができないようなので、今後は議運が開催される前に事務局が「こうして進めたらいいと思います」や原稿を作成し「これを読んで、このとおりに進めてください」とアドバイスしなければ、委員会運営がうまくいかないと考えるがどうか。</p> <p>③このような進行や取りまとめしかできない委員長や副委員長は辞任すべきと考えるがどうか。</p>	<p>議会運営委員会の運営は、もちろん議長とのしっかりした調整の中で行うべきですが、場合によっては会議の中で議長に意見を求めることがあると思います。しかし、審議の一連の流れをよく精査して円滑にいくように、副委員長とも協議しながら一層の努力をします。</p> <p>委員会運営については、議長及び副委員長に相談し事務局のアドバイスを求めながら、円滑な委員会運営に一層努力します。</p>

令和2年2月14日付

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>令和2年2月13日議会運営委員会を見て 執行部の専決について委員会では執行部への厳しい質問があり、大変意義深い、興味深い委員会となっていました。その終了間際に笹木委員長から「時間がない」と水を差す発言がありました。</p> <p>議会では様々な予定、スケジュールがあつたりすると思いますし、また委員長が「時間がない」との発言をしたからと、それに惑わされる委員会メンバーもきつといないと思います。</p> <p>しかしながら、会の進行をつかさどる委員長が、こんな軽率な発言をすることが許されるのでしょうか。</p> <p>議会基本条例にあります「言論の府」として、とことん議論され調査されるべき委員会において、時間が足りなければ継続審査でもよいのではないのでしょうか。</p> <p>いち委員会のメンバーの発言ならともかく、委員長自らが「言論の府」を否定するかのような発言をするようでは、しっかりとした委員会運営など到底無理であり、その責任は重いと考えています。</p> <p>この不用意な発言は、笹木委員長が自ら委員長を辞任するのでなければ、懲罰に値すると考えますが、議会としての考えを教えてください。</p>	<p>「時間がない」との発言はすべきではありませんでした。今後は、そういったことのないように取り組んでいきます。</p>

令和2年2月19日付

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>令和2年2月19日開催の議会運営委員会についての意見と質問</p> <p>議案第43号の取扱いについて、訂正と謝罪が執行部からありましたが、それに対して笹木委員長は第一声に「ありがとうございました」との発言でした。間違えれば改めればよいことですので、執行部が真摯に発言したことに責める理由はありません。がしかし、「ありがとうございました」とは何たる発言か。</p> <p>議会を代表して議案の取扱いについて審議している場における委員長の発言として、自覚と品格に欠ける発言で、委員長としての任にあらずと考えますが、議会運営上において社交辞令で「ありがとうございました」ということは適切なのでしょうか教えてください。</p>	<p>議会と執行部の在り方で考えればふさわしくないと考えます。全議員で気を付けていきたいと思えます。</p>

令和2年3月19日付

モニターからの意見	担当委員会
<p data-bbox="250 336 539 368">モニターからの意見</p> <p data-bbox="159 379 1048 411"><市議会への要望、市議会議員の責任・権限と役割について></p> <p data-bbox="159 422 510 454">1. 山陽小野田市の現状</p> <p data-bbox="159 466 1727 545">議会報告会には最初から毎議会とも参加しています。議会報告も役立ちますが議員の多くが参加した市民と真摯に懇談する様は、他市ではほとんど見られない前進面だと認識しています。</p> <p data-bbox="159 557 1727 636">一方、市議会議員の役割は住民の代表として市政全般に関するチェック機能を果たすこと、市民の様々な要望を聞き、考え市政に反映させ、安心して暮らし住み続けられる、まちを作り守ることだと思います。</p> <p data-bbox="159 647 1727 807">この基本的な概念、一般市民では出来ない重要な役割と権限・責任を考える時、現在の山陽小野田市の市長を始めとする職員・執行部の姿勢や政策に一義的な責任はあるとはいえ、それをチェックし改善させるべき市議会も、ほとんど問題視せず長年にわたり追認し続けてきたことを反省し、役割を果たせていないこと、執行部と全く同じ結果責任があることを再確認し自覚して頂きたいと思います。</p> <p data-bbox="159 818 1727 930">先日、市立理科大の工事に関する公文書改ざん等の不祥事が発覚し事件になりました。それ以前には収賄疑惑もありましたが、うやむやになりました。度々の設計ミスもありました。実態は分かりませんが、さもありなん、山陽小野田市はここまで来たかの感さえあります。</p> <p data-bbox="159 941 1727 1021">不祥事を起こしたのは一部の職員でしょうが、市役所全体の意識が住民本位、住民の命と生活に関わる極めて重要な仕事をしている誇り、責任と自覚が無いように思われます。</p> <p data-bbox="159 1032 1727 1112">個々の職員の中には考えておられる方も実践したいと思われている方もありますが、それを実現する雰囲気職場に無く、展望をなくし時間の経過に流されている様に見えます。</p> <p data-bbox="159 1155 667 1187">2. 地方卸売市場問題の原因と責任</p> <p data-bbox="190 1198 840 1230">その典型的な例の一つが卸売市場の問題です。</p> <p data-bbox="159 1241 1727 1369">長期間にわたる市場運営に関する不正常な問題は、数年前から一部市議による追及で問題点は明らかになって来ました。しかし、執行部はその後も何らの改善措置も行わず、健全な市場運営どころか多くの生産者、業者の利益を損ない刻々と赤字状態を続けています。</p> <p data-bbox="190 1380 1727 1412">市議会の動きも追及は極めて弱く、産業建設常任委員会への市民からの度重なる要望や訴えにも「執行部の</p>	

困難な立場」を擁護・静観しているのかと疑わせる程、事態が動きませんでした。

最近、委託先の「中央青果株式会社」に関わる監査報告や議事録の隠ぺいや改ざん等が一段と明らかになり、3月議会の常任委員会の論議も活発化はして来ました。

しかし、責任は「中央青果株式会社」だけでなく地方卸売市場を担当して来た代々の農林水産課長が事態を知り、関わっていなければ予算措置等を行えず、経済部長、副市长、市長の責任は極めて重大です。また、このような異常事態が継続しているのに3月議会でも抜本的な改善策は示されず、議会も追及しきれていません。抜本的な改善を強く求めます。

3. 市民の立場からの緊急要望、課題

① 住民の命と暮らしを守るため、公平・民主的な適材適所の人事異動

人事権は執行部にしかありませんが、日常活動、議会活動の中で職員を鍛え、市役所の気風を変え、住民のために生き生きと働く職員育成に努めてください。

② 山、水、川、海など自然環境を守り歴史と文化を大切にし、安全・安心のまちを作り残してください。

③ 食糧は田圃や畑、山や海から、農林漁業を大切にするまちを作ってください。

④ その為には家族農業の継続が必要です。「過疎地」をデマンド交通や低額乗車券などの交通政策、税制・補助金等で住み続けられるように守ってください。

⑤ 車だけでなく、草刈り機もチェーンソーも電気（充電器）の時代です。バイオマス発電や福祉・介護事業など働く場の確保、若者が定住できるまちを作ってください。

⑥ 新幹線厚狭駅の充実（利便性確保、利用促進）及び、乗客のいないバスの赤字補てんへの1億円以上の市税負担を改め、市内一律、乗換自由の低額1日乗車券などを実施して高齢者や児童・学生の足を確保する。都市機能・文化水準の向上、健康増進を図る。国の制度改善を含め地方からの抜本的改善要求が急務です。

⑦ その他、市民の皆さんには色々の要求や提言があると思います。自然発生的な市民活動だけでなく行政のまちづくりの一環として、幾つかのテーマで学習や協議する場があればと念願しています。

令和2年3月19日付

モニターからの意見	担当委員会
<p>議運における笹木委員長の問題について</p> <p>第18回議会運営委員会の付議事項のペーパー6（いわゆる次第）には「陳情書について」との記載がある。杉本議員については11月に提出された「要望書」と、私の提出した「陳情書」の二つがある。この日の委員会では次第をみて分かるように「陳情書」が取り上げられていた。</p> <p>しかし「陳情書」についてだけでなく「要望書」についても本人に意見陳述を求めるべきではないかとの意見が伊場議員からでた。極めて常識的な意見である。</p> <p>笹木委員長は「流れからすれば当然のこと」との発言であったが、本来から考えれば昨年11月の「要望書」と今年2月1日の「陳情書」と、提出された時期を見れば、どちらを先に取り上げるかは小学生でも判断できることではないかと考えます。</p> <p>笹木委員長はビデオを見る限りでは、慌てたように取り繕い「両方します」との発言。委員会の議題は「陳情書」についてとあり、「要望書について」との記載はない。</p> <p>他の委員からフォローが入り「これから決めること」と九死に一生を得たがモニターは見ています。委員長は市民の「要望書」については失念していたのか。それとも付議事項のペーパー作成時に事務局が間違えたのか。明確にしていきたい。</p> <p>もしも失念していたとするならば、そのような無責任で市民をないがしろにする者に委員長の職を任せて良いのか。</p> <p>議運については全会一致の原則から各会派の色が明確に判断できるもので、その会派を代表して議運に居られるメンバー個人はこれまでの笹木委員長の数々の不手際についてどのように考えているのかその考えを聞かせていただきたい。</p>	

令和2年3月23日付

モニターからの意見	担当委員会
<p>3月23日の議会運営委員会について</p> <p>杉本議員参考人招致による意見陳述の冒頭で笹木委員長は「時間の関係で入ります」との発言がありました。委員会以上に大事なことがあったのだと思いますが、何があったのでしょうか、明確に答えていただきたい。議会開会中に委員会以上に大事なことが市民として理解できません。</p> <p>3月23日の議会運営委員会について②</p> <p>委員会中に12時のお昼を迎えたため、全員協議会終了まで暫時休憩することになりました。その際の笹木委員長の発言は、全協が「消化した後に」再開するとの発言でした。</p> <p>一般社会ではプロ野球などで優勝チームが決まってしまっていて、いくら頑張ってもどうしようもない試合という意味で「消化試合」という言葉が悪い意味で使われます。</p> <p>議会においては特殊な意味があるのでしょうか。それとも笹木委員長にとって全員協議会はどうでもよい会議ということでしょうか。もしくは「小野田中央青果破産申し立て」はどうでもよい興味の無いことということでしょうか。その真意を明確に教えて下さい。</p>	

令和2年3月25日付

モニターからの意見	担当委員会
<p>3月25日開催の議会運営委員会の笹木委員長の委員会運営について 委員会途中で笹木委員長が事務局の方に向かって「何も書いちゃー無いわーね」との発言がありました。その後暫時休憩。</p> <p>以前のモニター意見で笹木委員長には運営方法が分からないのであれば事務局に進行を作成してもらうことが良いのではと進言しましたが、そのようにされているのでしょうか。</p> <p>それはそれで結構ですが、委員会は表舞台であり、その委員会を司るのは事務局ではなく笹木委員長であると考えます。この公の委員会の進行中に事務局との打ち合わせ不足を露呈させる「何も書いちゃー無いわーね」との発言。委員長主導ではない委員会運営を表すもので、市民に議会の能力不足を認めてしまうことになるのではないかと危惧しております。</p> <p>また誤解であるとしても問題と考えますが、誤解であるならば明確な説明をお願いします。</p>	

令和2年4月20日付

モニターからの意見	担当委員会
<p>4月20日開催の議会運営委員会における笹木委員長の委員会運営について</p> <p>1. 6月議会での一般質問については「自粛要請」ということが主流の意見ようですが、これはどのようなになったら要請が解除されるのでしょうか。</p> <p>コロナ終息には1～2年掛かるのではないかととも言われているときに再開のめどが立たないのは解りますが、そのことが全く議論されないことは議会運営委員会としての体を為していないと考えますが議会の考えを教えてください。</p> <p>2. コロナ対策特別委員会の予算の取り扱いについて、一般会計のいち分科会との方向でしたが、全くもって緊張感が無いと感じます。何が決定されたかも大切ですが、スピーディーに議会として決定されることが求められており、そのためにコロナ特別委員会委員は各常任委員会から指名されており、「その時になって考えよう」で果たして良いのでしょうか？</p> <p>手続論ではなく国の発令した「緊急事態」を現実的に受け止めることが出来ていないと感じるがいかがでしょうか、議会としての考えを教えてください。</p> <p>3. 上記2点やこれまでの指摘を見れば明らかで、笹木議員には委員長の任に非ずと考えます。ご本人は4月15日の議運において「不慣れ」という言葉を何度も発言されていましたが、不慣れなために議会が停滞し、議論が行われないなど、議会運営委員長という職責はそんな甘い職責ではないと考えます。</p> <p>委員会として委員長を罷免すべきと考えるがいかがでしょうか。</p> <p>上記3点について、明確なご回答ご教授をお願いいたします。</p>	

令和2年4月23日付

モニターからの意見	担当委員会
<p data-bbox="255 336 857 368">< 3月議会最終日の緊急質問に関連して ></p> <ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="165 379 1731 499">1. 3月25日の最終本会議冒頭に緊急質問が提起され、本会議の裁決の結果「緊急性がない」との理由で否決となりました。この緊急質問の提起から否決に至る経緯を追ってみると、会議規則の上からも手続的に問題があったのではないかと思います。<li data-bbox="165 552 1731 632">2. 山陽小野田市議会会議規則第62条（緊急質問等）第1項では、第61条に規定される一般質問の手続（文書通告等）によらず、議会の同意を得て質問ができる規定になっています。<li data-bbox="165 684 1731 932">3. つまり緊急質問は、基本的には本会議で動議として提起され、規定の賛同者がいれば議事日程に追加されることとなります。しかし、25日の緊急質問者は事前に文書通告を行い、本会議前に議会運営委員会が開催され、議事日程に追加するかどうか議論されました。そのときの議論は「緊急性があるかどうか」を基本にしたもので、「緊急性がある」との理由で議事日程に追加されたのです。本来、動議により議事日程に追加される手続が、なぜ議会運営委員会で「緊急性がある」と決定されなければ議事日程に追加されなかったのでしょうか？<li data-bbox="165 984 1731 1192">4. 手続的には本会議で緊急質問の動議が出され、規定の賛同者がいれば議事日程に追加され、議長は直ちに議会運営委員会を開催し、議会運営委員会では質問者から質問の趣旨や緊急性の有無の説明を受けて協議し、議会運営委員会が「緊急性がある」と認めたら、議会運営委員長の報告の中で全議員に報告をして、了承されれば、緊急質問が行えることとなります。（本会議場で全議員に「緊急性があるかどうか」賛否を問う必要はない）<li data-bbox="165 1244 1731 1398">5. 第一、議会運営委員会が「緊急性がある」と議事日程に追加したのに、本会議ではその議会運営委員会の決定が覆される結果となりました。 議会運営委員会では全会一致で「緊急性がある」と認められたのに、本会議では、なぜその議会運営委員会のメンバーさえ緊急質問に反対をしたのか理解に苦しみます。議会運営委員会は「議事日程に追加しただけ」	<p data-bbox="1760 379 1984 411">議会運営委員会</p>

というかもしれませんが、本会議の動議で議事日程追加が可能なのだから、そのような理屈は通りません。

以上、緊急質問の手續に関して若干の疑問がありましたので、今回の一連の手續が、今後の先例とならないように議論をお願いするものです。